

行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号により

福岡県行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

平成 30 年 5 月 21 日 決定

平成 30 年 9 月 12 日 一部改正

次のいずれかに該当する審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項第 5 号に基づき、福岡県行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問を要しないものとする。

- 1 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の等級の決定についての審査請求であって、裁決をしようとするときに、福岡県社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部会の答申と同旨の裁決をしようとする場合
- 2 同一の者からなされた同一趣旨の審査請求であって、審査会において、過去に先例となる答申が存在し、調査審議しても先例の答申と同様の結論となると見込まれるものとして、審査会会長が認めた場合